

# 公立大学法人奈良県立医科大学 平成20年度 年度計画

## I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

##### 学士課程

- 1 一般教育を第1学年から第3学年まで実施する新しいカリキュラムに基づき、平成20年度は第3学年後期において一般教育(講義・演習・実習)を実施する。
- 2 地理、趣味、経済、スポーツ等、テーマ別にコミュニケーションができる日程を設定する。
- 3 (1) 医学科では、平成19年度から、第4学年において「実践的医療倫理」を設定済であり、継続して実施する。  
(2) 看護学科では、引き続き第1学年において生命倫理及び看護倫理の授業を行うとともに、平成20年7月末までに行う平成21年度からの新カリキュラム申請の検討において、医療倫理にかかる実践的な教育の充実を図る。
- 4 (1) 平成19年度から、第1学年・第2学年において「医学特別講義」を設定済であり、継続して実施する。  
(2) 平成19年度から、第1学年に「医学特別実習」を設定済であり、継続して実施する。
- 5 (1) 平成20年度から、第3学年前期において、奈良県大学連合における単位互換制度を利用した一般教育の履修を実現するためのカリキュラムを実施する。  
(2) 同志社女子大学との学術交流に関する包括協定に基づき、単位互換の実施についての検討を行う。
- 6 平成18年度から実施された「MDプログラム奈良2006」において、平成20年度実施に向けた必要な改善を行っていく。
- 7 (1) 医学科においては、平成19年度から、第3学年において問題基盤型学習(PBLチュートリアル)、第5・6学年の臨床実習において症例中心問題基盤型学習及び「根拠に基づいた医療(EBM)」の授業を設定済であり、継続して実施する。

※ PBL (Problem-based Learning) チュートリアル：

学生を少人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法

※ EBM(Evidence Based Medicine)：根拠に基づく医療

(2) 看護学科においては、看護専門科目について自己主導型学習を基盤に問題解決法を用いた授業を継続して第1学年より行うとともに、国の指定規則改正に伴い平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。

※カリキュラム改正の趣旨：①看護を取り巻く環境の変化に対応

②新人看護職員の臨床実践能力低下に対応

※カリキュラム改正の方向性：①教育内容の充実

②看護技術の確実な修得

③臨床実習の充実

8 平成19年度において、エポックを用いたオンライン評価の実施について中止したことから、新しい教育システムについての検討を行う。

※ EPOC (Evaluation system of Postgraduate Clinical Training)：

インターネットを利用した臨床研修評価システム

9(1) 医学科においては、平成19年度から、第1学年に「医学特別実習」を設定済であり、継続して実施する。

(2) 看護学科においては、引き続き基礎看護学実習Ⅰを第1学年で行うとともに、国の指定規則改正において臨地実習の充実等が提起されており、平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。

10(1) 医学科においては、平成19年度から、第3学年に問題基盤型学習(PBL)チュートリアルを設定済であり、継続して実施する。

※ PBL (Problem-based Learning)チュートリアル：

学生を少人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法

(2) 看護学科においては、引き続き第3学年の臨地実習で問題解決法を用いた実習を行うとともに、国の指定規則改正において臨地実習の充実等が提起されており、平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。

11(1) 平成19年度から、「リーダーズセミナー」を設定済であり、継続して実施する。

(2) 地域に医師を定着させるためのカリキュラムの開発を行う。

12 5, 6年生を対象とした臨床実習を継続して実施していく。

13 平成19年度に策定した「授業評価要項」にある学生による授業評価(科目別、教員別)を実施していく。

## 大学院課程

1 大学院の教育プログラムに必修と選択の講義を設け、教育プログラムを充実させる。

- 2 特別事業として海外の研究者を招き、セミナーを開催する。
  - 3 国際交流センターを設置し、留学生の積極的な受入れ体制の整備、外国の大学との交流協定の見直し整備、大学院生の海外留学や海外での研究発表の奨励のための財源確保に努めるとともに、具体的方策の検討を行う。
  - 4 認可された医学研究科修士課程医科学専攻について、十分にPRを行い、定員5名の入学者を確保する。
    - 5(1)博士課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の募集・審査を年1回行う。
    - (2)大学院生による研究指導教員の研究指導評価及び研究指導教員による大学院生の評価を実施する。
    - (3)大学院3年生の研究シンポジウムを6月に開催し、大学院生に研究プロセス発表の機会を設け、大学院医学研究科での討論、アドバイスを得て、研究の質の向上に努める。開催広報は大学ホームページで行い、英語版も作成して海外へも情報発信する。
    - (4)総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況の調査を行い、策定した整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら充実に努める。
    - (5)R I貯留槽設備を1基更新する。
    - (6)競争的資金の募集の紹介をホームページ、ダイレクトeメールを利用して、大学院生、研究者への情報伝達、更新に努める。
  - 6(1)学内ホームページの「学内特別講演・特別講義」を充実し、情報の提供に努める。
  - (2)研究情報ネットワーク掲示板の設置について検討を行う。
  - (3)各講座・部門が開催する学内講演会の学内ホームページによる紹介については、平成19年度から実施済であり、さらに充実させていく。
  - 7(1)ホームページ等を利用して、和文・英文による研究指導教員の研究概要を紹介するとともに、最近の研究トピックスを広く公開する。また、入学金の減額、授業料の減免等を実施し、周知する。
  - (2)大学院博士課程・修士課程の社会人入学制度について、ホームページ、学報等を用いて周知する。
- 8 大学院運営委員会で以下の点について検討する。
    - ・他の大学との単位の互換性
    - ・他の大学院をはじめ研究機関との相互交流を盛んにするための相互協定の締結
  - 9 「甲」で申請された学位申請論文の中から、特に優秀な論文1～2篇に対し奨励賞を与える。また、選考要領を作成・配布するとともに、大学院生に周知する。

## (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

### 学士課程

- 1-1 (1) 引き続き、ホームページ等に医学科・看護学科のアドミッションポリシーリシーを掲載し、本学の求める学生像の周知を行うとともに、高大連携事業の充実により県内の中学生や高校生に医師になることに対する意識づけを行う。
- (2) ホームページ等に受験生が必要とする情報を開示する。
- (3) 高校生に対し、理解ができる医学や看護学の基本的な授業を公開する。
- (4) 県内に優秀な医療人を確保するため、推薦試験や地域枠の試験を中心に、県内高校に対し募集要項を送付するなど本学の入学試験について、県内高校への周知を強化する。
- (5) ホームページで情報を提供するとともに、高校に対する本学の入学試験情報の提供方法等について、入試委員会で検討していく。
- 2 (1) 引き続き、入学時から国家試験までの成績、研修医時期の評価及びその後の進路等の相関を検討するためのデータベースの構築を図り、それをもとに入学試験改革に資する。
- (2) 医学科推薦選抜試験（緊急医師確保特別入学試験）による入学者及び入学選抜方法等について検証を行い、今後の推薦選抜試験の方法等について見直しを行う。
- 3 平成20年2月10日に実施した推薦試験、3月12日に実施した後期日程地域枠の実施結果を評価し、本学の入試制度の改善を図る。
- 2-1 平成18年度より導入された新カリキュラム「MDプログラム奈良2006」について、平成18年度、19年度実施分について検証・評価するとともに、平成21年度に第5学年に設定したカリキュラムの具体化を図る。
- 2 平成19年度に第1学年から「医学特別講義」「医学特別実習」を設定したところであり、継続して実施していく。
- 3 看護学科を含めた一般教育科目や医学特別講義、コンソーシアムの中で奈良における歴史文化(医学史を含む)を学ぶことができる授業計画を立案する。
- 4 医学専門教育の中に選択(必修)科目の設置、単位制を踏まえた進級判定の方法の平成21年度からの実施について検討する。
- 5 基礎医学の科目横断的なカリキュラムの実施に向けたプランを作成する。
- 6 第4学年に設置した、基礎医学(病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学)の一部と臨床医学を統合した臨床統合型カリキュラムについて評価し、実践していく。
- 7 第6学年前期に設定した、学外の施設を利用したクリニカルクラークシッ

プによる実践的な臨床医学教育の平成23年度実施に向け、内容の充実を図る。

-8 平成19年度に開発した客観試験による進級判定及び卒業試験について「確信度を加味した客観試験」での実施を引き続き行う。

-9 生涯学習し続ける姿勢を体得するための教育プログラムをデザインする。

3-1 看護学科カリキュラム部会で実施された現行カリキュラム等に対する評価をもとにして、看護学科教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で必要な検討をし、平成21年度からの新カリキュラムを国に申請する。

-2 国の指定規則改正において臨地実習の充実等が提起されており、平成21年度から導入する新カリキュラムにおいて対応すべく、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会で検討していく。

4-1 参加者からの意見を聴いて、内容の充実を図る。

-2(1)英語の専門用語等を授業に取り入れている割合を調査し、その結果を受けての対策を練る。

(2)英会話能力の向上のため、多くの分野の話題を取り入れる。

-3 外国の大学等との提携に向け、国際交流センターにおいて検討を行う。

5-1(1)一般教育校舎に設置した「厳樫文庫」の充実を図る。

(2)一般教育校舎に新聞社のトピックス掲示板を設置する。

-2 図書館に新聞社発行のトピックスを掲示することにより、学生が社会の事象・問題等に关心を持つ能力を育成する。

6-1 奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造を目指す取組みを実施し、地域社会への貢献を図る。

-2(1)同志社女子大学との協定の中で、共催によりシンポジウムを実施する。

(2)7月に東京で開催される医学教育学会及び学術集会に教員や学生を派遣する。

7(1)医学科においては、教育開発センターにおいて、医師を地域定着させるためのカリキュラムを作成する。

(2)看護学科においては、看護教育検討部会及び看護学科カリキュラム部会において、実習を充実させた新カリキュラムを作成する。

## 大学院課程

- 1-1(1) 平成20年度文部科学省補助金に採択された研究テーマ等をホームページ、学報に掲載する。
  - (2) 平成19年度に調査した他学の大学院の状況等を参考にして、医員が大学院に入学できる制度について検討し、設ける。
  - (3) 研究指導の充実を図るため、研究指導教員及び研究指導補助教員を年1回募集し、審査する。
- 2(1) 社会人入学制度について同窓会誌に掲載を依頼するとともに、学報等を活用し積極的に行う。
  - (2) 社会人受入れのポスターを作成し、県内各医療機関等に掲示する。
- 3 県外生、外国人の入学料の減額や減免方法及び必要性について検討し、入学者の増加を図る。
- 
- 2-1 平成20年度に設置認可された修士課程への入学を広く募る。
- 2 論文審査システムについて、年度内に確立する。
- 3(1) 引き続き、大学院生の研究指導の充実を図る。
  - (2) 1月の大学院医学研究科委員会で承認を得た研究指導教員による大学院生に対する評価方法と大学院生による研究指導教員に対する評価方法を確立する。
  - (3) 大学が所有する研究用共用備品をホームページに掲載する。
- 4 研究指導教員による大学院生に対する評価と大学院生による研究指導教員に対する評価に基づき、大学院修士課程運営委員会が研究指導方法などを検討する。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 役員会において、人事に関する基本方針及び配置計画を検討する。
- 2 学部学生も対象とした「奈良県立医科大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する規程」を平成19年度に策定済であり、これに基づきTA、RA制度の積極的な活用を図る。
- 3及び-4 看護学科にワーキンググループを設置し、本学及び他学で実施されている実践教育を把握し、本学における看護実践研究の課題についての把握を行う。

- 2(1) 平成19年度に制定した機関リポジトリ運用指針に基づき、本学の研究成果等の情報を学内外に発信する。

(2)他学で設置された総合学術情報センターについて調査を実施する。

3-1(1)学生による授業評価(科目別、コース別)の結果を授業担当者にフィードバックし、その後の授業がどう改善されたかを調査する。

(2)学生による教員個々の授業評価の方法を立案し、試行する。

-2(1)教員相互による授業評価方法について検討する。

(2)優れた教育を実践する若手教員の表彰制度について検討する。

-3(1)平成19年度に引き続き「MDプログラム奈良2006」についての学内討論会を開催する。

(2)平成19年度に引き続き、教育評価のためのワークショップを開催する。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1-1 学生生活実態調査の調査項目を検討し、学生生活実態調査を実施する。

-2 学生による教育設備や学習支援体制の評価項目の検討を行い、評価表を作成する。

-3(1)授業料減免制度について、大学院運営委員会等で検討し、授業料減免規程を制定する。

(2)他学の奨学制度や本学学生への意向調査をもとに、本学に必要な奨学制度の検討を行う。

-4 学生による自主的・主体的な取組みを学生生活担当教員が支援する。

-5 ユーザー登録未完学生への広報・周知を徹底し、ユーザー登録を推進するとともに、ネットワークが常時接続できる環境の整備について内容を具体化の上、今年度内の構築をめざす。

### 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1(1)産学官研究交流促進グループ主導のもと、産学官連携に向け、基調講演、シンポジウム、交流会の開催を行う。

(2)住居医学研究会を定期的に開催し、本学教員も研究成果を講演する。

2(1)学術研究で優れた業績をあげた教員に対し「中島佐一学術研究奨励賞」を授与し、その研究成果を発表する講演会を開催し、他の研究者の研究意欲の醸成を図る。

- (2) 平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。
- (3) 競争的資金を確保した研究者に科学研究費補助金説明会等において、その成果を発表する機会を設ける。

3(1) 県立三病院における電子カルテ導入の時期や、本学と県内各医療機関等との医療連携のあり方等に関する県の検討状況、あるいはそれに伴う取組み方針の内容に留意しながら、奈良メディカルネットワーク構築検討に向けた意見交換を行うワーキンググループの設立を検討する。

構成メンバー案

- ・県立医科大学
- ・県立病院
- ・県医師会
- ・県医療管理課 等

(2) 臨床試験部門の設立・充実に向け、支援体制の構築等推進方策を検討するとともに、県内各関係機関との連携を図る。

(3) SMOの活用状況を踏まえ、CRC等の登用・育成による効果分析を進め等臨床試験等の効率的・効果的推進を図るための手法について検討を深め、具体化を進める。

※ SMO (Site Management Organization) :

治験施設支援機関。特定の医療機関(治験実施施設)と契約し、その施設に限定して治験業務を支援する機関のこと

※ CRC (Clinical Research Coordinator) :

臨床試験コーディネーター。臨床試験が適正かつ円滑に実施できるようサポートする専門スタッフのこと

4(1) 前年度に引き続き、教育研究担当理事を中心に、共同研究プロジェクトの推進を検討する。

(2) 研究成果発表会での評価委員会による審査結果等を踏まえ、厳正な審査の上、平成20年度の住居医学共同研究課題を採択する。

5 文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請を検討する中で、基礎医学と臨床医学の連携強化の方策を盛り込めるかどうかの検討を行う。

6(1) 国内外との共同研究を推進し、留学者の派遣と受入れを推進する。

(2) 教育研究担当理事を中心に、具体的な方策を検討していく。

(3) 国際交流センターにおいて、国内留学者の派遣と受入れの支援体制について検討する。

7 産学官連携を推進するための前提となる利益相反等の規程・体制の整備を行う。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1-1 ホームページ上に掲載している競争的外部資金の情報(文部科学省、厚生労働省等の各省庁、日本学術振興会等の各種団体)の充実を図る。

-2及び-3

文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請に積極的に取り組む。講座研究費及び教員研究費の配分方法については、医学部長、研究部長、看護学科長、各教育部長等によるワーキンググループにおいて、基本方針を策定し、役員会に答申する。

-4 人件費付き競争的研究経費の獲得に向け、科学研究費補助金等の応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。

-5(1)若手研究者の留学支援制度の充実に向け、国際交流センターにおいて、留学支援の基準、財源に関して検討する。

(2)平成21年度文部科学省科学研究費補助金応募前に効果的な応募に関する説明会を開催し、啓発する。

2-1 同志社女子大学等との協議会やシンポジウムを開催し、連携を強化していく。

-2(1)外国との共同研究を活発にするため、国際交流センターにおいて、研究員の短期・長期派遣支援制度、さらには外国からの共同研究者の受入れ体制の充実について検討する。

(2)国際交流センターを活用し、外国との共同研究を推奨する。

-3(1)先端医学研究機構をはじめ、医工連携を充実させる。

(2)住居医学関連研究プロジェクトを充実させ、特別研究員制度の活用等により工学系の人材の登用に努める。

3-1及び-2

(1)研究部長を中心に、研究支援体制の見直し・整備を推進する。また、研究用備品については、総合研究施設及び大学共同研究施設の共同研究用備品の状況の調査を行い、策定した整備計画に基づき、先端医学研究機構施設部運営委員会及びR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会等と調整しながら充実に努める。

(2)現存する機器の使用状況、必要性を検討し、不要なものを処分する。

-3(1)先端医学研究機構の部門の複数化を図る。(生命システム医科学部門を現在の2部門から3部門体制とすることについて、先行する部門の研究成果の検証等も行い、検討する。)

(2)先端医学研究機構検討委員会において、将来の先端医学研究機構のあるべき姿について取りまとめを行うとともに、必要な研究スペースの確保、施設についても検討を行う。

#### 4-1、-2及び-3、5-1、-2及び-3

教育研究担当理事を中心に、具体的な方策を検討していく。  
また、本学における知的財産等に係るポリシーを策定する。

6-1 臨床試験・医師主導型臨床研究の推進における臨床試験センターの設置効果を詳細分析するとともに、状況に応じ、ワーキンググループの設立、センター運営等の具体化を進める。

-2 シンポジウムや講演会、産業界との相談会の開催等、多角的な取組みを進めるとともに、企業向けの大学情報をホームページ上で公開し、寄附講座の招致を推奨する。

-3 教育研究担当理事を中心に、具体的な方策を検討していく。

-4 奈良の薬や医学の歴史に関して発信する内容や方法等について検討を行う。

### 3 診療に関する目標を達成するための措置

1-1(1) 患者満足度調査の内容見直し等、より患者等の意見やニーズが適切かつタイムリーに把握できるよう手法の工夫・検討を行う。  
(2) 患者等の意見やニーズ把握に努め、それらの解消に向け、積極的に病院経営・運営会議、病院運営協議会等に提案するなど、具体的な取組みを推進する。  
(3) 産婦人科外来施設の改修を実施する。  
(4) 患者等が憩う場所の確保に努める。

-2(1) 公開講座を定期的に開催するとともに、患者等を対象にした教育講座等を実施する。  
(2) ホームページ等により、予防医学や健康医学等に関する情報を発信する。

-3(1) 治療や検査に関する説明書(合併症を含む。)を充実させる。  
(2) 夜間・救急玄関を改修するとともに、患者の入退院支援や医療相談窓口を充実する。

-4(1) 医療安全推進室が附属病院内のリスク情報の把握に努め、病院運営協議会をはじめとして関係委員会等に対して必要な情報提供等を行う。  
(2) リスクマネージャー会議等の活性化、広報活動の見直し、医療安全活動の実施状況の監視など、医療安全管理委員会において決定された事項を徹底させる。  
(3) 職員等が医療技術トレーニングを実施できる場所として設置された「医療技術トレーニングルーム」を活用し、医療安全活動を推進する。  
(4) 医療技術トレーニング用シミュレータの充実に努める。

-5 病院運営の問題点の洗い出しを実施継続するとともに、病院機能や診療環境に対する評価制度の導入について検討を進める。

- 2-1(1) 診療各科で行っている先進医療に係わる研究を調査し、高度先進医療への申請作業を促進させる。
- (2) 臨床試験、医師主導型臨床研究の推進に向け、支援体制の構築等推進方策を検討するとともに、奈良メディカルネットワーク構築のためのワーキンググループ設立を検討する。
- (3) ホームページ等により、高度先進医療に関する情報を発信する。
- 2(1) 県との連携・協力の下、総合周産期母子医療センターの整備を進め、早期稼働を目指す。
- (2) 高度救命救急センター、感染症センター、精神医療センター等が十分に機能を果たすことができるよう、県との連携を密にしながら確実な運営に努める。
- 3 疾病を臓器を越えて病院別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けて検討を続ける。
- 4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科や検査部門等の組織・体制の見直しに努める。
- 5 特定機能病院等本院の位置付け、役割に相応しい医療機器の整備を行う。
- 3-1(1) 臨床研修医や医員からの意見も参考にしながら、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図る。
- (2) 臨床研修医や医員が臨床研修や臨床実習に専念できるよう、体制整備や研修環境の改善等を推進する。
- 2(1) 優秀な医療人を確保するため、医員の処遇についても検証を行う。
- (2) 優秀な医療人を確保するため、医員・臨床研修医に係る研修環境や処遇等の改善・充実を図る。
- 3(1) 医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員に高度な専門的知識と能力を修得させるため、必要な研修会等への派遣を推進する。
- (2) 専門的知識や能力を身に付けさせるため、職種毎に附属病院内において実施する研修を継続するとともに、研修の充実・強化に向け、研修内容の見直し等を行う。
- 4 関連臨床研修協力病院との連携を緊密にし、当該病院との情報交換を一層推進するとともに、臨床研修医に対し、地域医療に関する諸情報の提供等に努める。
- 5 臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの育成に関し、その方策検討や効果分析等を進める。

4-1 県との連携・協力の下、大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携の推進に努めるとともに、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に向けて検討を進める。

- 2(1) 県の医療施策の立案等に積極的に参画・協力する。
  - (2) 県とも協議をしながら、地域医療センター及び涉外委員会を活用し、人事交流を推進する。
  - (3) 県とも協議しながら、県立病院やへき地医療機関をはじめ県内の医療・保健施設における医師等の確保のため、関連諸情報の提供・発信、人事交流の体制整備を図る。
- 3(1) 地域医療機関の医療水準向上のため、最先端医療情報・技術・人的資源を提供するとともに研修会等の開催支援を行う。
  - (2) 医療連携の資質向上を図るため、地域連携クリティカルパス作成に向け必要条件等の整理を行う。

## 4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 定期的に開催している公開講座を充実させる。
  - 2 附属病院主導の各診療科の健康教育講座を、附属病院患者・家族、一般市民を対象に学内で開催・充実する。
  - 3 各診療科等で行っている公開講座や生涯教育等のうち、一般市民等に公開可能な内容・情報については、大学ホームページ等を用いて積極的に発信する。
  - 4 地域の小・中学校、高等学校に対して、健康予防医学の認識・実践を促す健康科学教室開催などに関する調査を行い、本年度からの実施を検討する。
- 
- 2-1(1) 国際交流センターにおいて、国際交流に関する指針の策定を検討する。
  - (2) 国際交流センターにおいて、学内の国際交流(学術交流、留学生交流)の実態調査結果を分析し、外国人研究者、留学生の受け入れ体制、修学体制の整備について検討する。
- 2 国際交流センターにおいて、海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定の締結について検討する。
- 3(1) 国際交流センターにおいて、学生、教員及び職員の海外研修を行うための方策について検討する。
  - (2) 教員についてのサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入について検討する。
- ※ サバティカル制度：  
専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 (1) 役員会を定期的に開催し、理事長のリーダーシップに基づく機動的な法人運営を行う。  
(2) 附属病院長を専任とし、理事長補佐機能を強化する。
  - 2 経営審議会委員、教育研究審議会委員及び理事に学外者を登用する。
  - 3 (1) 役員会、経営審議会及び教育研究審議会のほか、教授選考会議を設置することに伴い、教授会・教授会議機能の見直しについては、平成19年度から実施済  
(2) 大学及び附属病院に設置している各種委員会について、隨時、必要性の検討を行い、統廃合を促進するとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を行う。
  - 4 各理事の業務について、担当事務部局が連携し、効率的、効果的に業務を遂行する。
  - 5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等の参画を図り、教員及び職員が一体となって大学運営に積極的に取り組む体制の整備を図ることについては、平成19年度から実施済。
- 
- 2-1 (1) 専任の附属病院長の役割を明確化し、権限の強化を図るとともに、執行組織・体制の整備、充実を図ること等によって、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。  
(2) 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進すること等により、附属病院長の補佐体制を強化し、病院運営管理機能の向上を図る。
  - 2 患者動向の変化、医療技術の進歩、国及び県における医療行政・施策の改正等の状況に応じて病院経営委員会等、附属病院長の諮問機関の設置を検討する。
  - 3 附属病院に設置している各種委員会について、その必要性を再検証の上、状況に応じ統廃合を進めるとともに、必要に応じて新たな委員会の設置を検討する。
  - 4 評価システムの構築に向けて、各診療科毎の経営指標や特性等のとりまとめ、評価指標の設定等に関し、検討を進める。

## **2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための措置**

- 1-1(1) 教育・研究・診療の各組織について、弾力的に見直しを行う。
- (2) 病院教授制度の導入についての検討を行う。
- 2 臨床系講座・病院各部門における教育・研究・診療に関する教員の権限と責任の明確化に向けた検討を行う。
- 3 及び-4  
教育・研究・診療の各組織の活性化・編成・見直しを進めるための評価システムの導入について、今後、ワーキンググループを設置し、検討する。
- 5 学生のフォローアップのため、実施方法等を同窓会とも協議し、追跡調査を実施していく。
- 6 文部科学省等の各種の大学教育改革支援策への申請に積極的に取り組む。

## **3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置**

- 1-1 奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関が連携して、専門別の研修会を実施する。研修会では参加者相互の交流を積極的に図る。
- 2 平成19年度から実施済であり、今後採用する教員について任期制を適用する。
- 2-1 高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修プログラムの検討・計画・実施を行う。
- 2 県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。
- 3 医事請求業務、医療相談業務等の病院事務部門に、それぞれの専門職員を登用し、スキルアップのための方策を講じる。
- 4(1) さらに優秀な職員を確保できるような採用試験の方法を検討する。  
(2) 民間の有為な人材確保に努める。
- 5 医師及びコメディカル等が本来業務に専念できるようにするとともに、誇りを持って働く環境づくりに努める。
- 6 今後とも、人材確保のために奈良県等との人事交流を実施する。

3-1 任期制の再任評価に伴い、インセンティブがはたらくような制度づくりを検討する。

-2 一般職の事務・コメディカル職員への評価制度の導入を検討する。

4-1 強化しなければならない業務や整理統合しなければならない業務等を精査し、機動的に適正な人員配置を行う。

-2 これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務や関連事務業務等を処理するための補助職員配置を継続、徹底する。

-3(1)看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けた準備を進める。

看護学科卒業生の本学附属病院への就職50%以上を達成する。

(2)看護師にとって魅力ある労働環境の整備に努める。

(3)看護師にとって魅力ある職場環境の整備に努める。

(4)看護師の育児環境整備を図るため、保育機能の充実・強化を図る。

(5)看護師確保のための抜本的な対策を講じるための看護師確保対策本部を立ち上げ、網羅的な対策を行う。

(6)本学看護学科及び県内看護学校の卒業生の確保を進める。

(7)他府県の看護学生の獲得に向けて活動する。

(8)仕事に就いていない看護師の掘り起こしを推進するとともに、看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を行う。

(9)看護師宿舎としてワンルーム・マンションの確保を図る。

-4(1)各部門において、外部委託可能な業務を精査した上で、業務整理を検討するとともに、業務の見直し実施で、正規職員・非正規職員の配分を検討する。

(2)業務の整理に基づき、多様な雇用形態の採用や外部委託の導入を図る。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1-1 事務組織、事務分掌及び事務権限の見直しを行い、効率的な事務組織への再編を行う。

-2 強化・整理統合が必要な業務等を精査し、必要に応じて、事務組織を再編する。

2-1 新たに導入した財務会計システムや人事給与システム等を活用し、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を図る。

-2 各部門において、外部委託可能な業務を精査し、費用対効果を検証し、外部委託を推進する。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1(1)文部科学省科学研究費補助金の申請促進については、制度や応募の説明会等において、引き続き啓発していく。

(2)奈良県立医科大学・同志社女子大学連携推進協議会において、文部科学省G Pプログラムに取り組むこと等を検討し、充実に努める。

※ G Pプログラム(Good Practice Program) :

大学等が実施する教育改革の取組みから、優れたものを選び支援するとともに、その取組を広く情報提供して、教育改革に取組むことを促進し、大学教育改革を進めること

-2 産学官研究交流促進グループの主導のもと、産学官連携の推進に努める。

#### 2 産学官研究交流促進グループを必要に応じて開催し、具体的な方策を検討していく。

3-1 病院経営・運営会議等の適切な運営と迅速な病院運営方針の策定を推進するとともに、引き続き、問題点の抽出や柔軟な解決策の設定、迅速な対応に必要となる体制の整備を行う。

-2 総合医療情報システム等関連システムデータを有効に活用して、適切かつ効率的な診療報酬を確保するための体制を確立するとともに、当体制を用い診療報酬の確保に向けた取組みを進める。

-3(1)クリニカルパスの構築を推進する。

※ クリニカルパス :

特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法

(2)地域連携を一層推進するための体制を確立する。

- ・紹介患者の予約診療システムを確立させ、開始する。
- ・退院支援システムを更に充実させ、退院支援期間の短縮を図る。

(3)ベッドコントロール機能を充実・強化するためのシステムを確立する。

(4)麻酔科医・看護師等の状況を踏まえつつ、実績をベースとした診療科毎の手術予約枠の見直しを検討する。

(5)看護師の実質配置基準「7対1」の導入に向けて検討を行う。

(6)看護師等の充足状況を踏まえつつ、以上の取組み等により、病床稼働率は85%を維持し、平均在院日数(一般病棟)は16日を目指す。

(平成19年7月以降の実績 病床稼働率83%  
平均在院日数(一般病棟)16.7日)

-4(1)病棟クラークによる電子カルテのチェックを通じ、診療報酬請求の適正化を図る。

- (2) 診療報酬請求精度調査を継続的に実施し、レセプトのチェック、医学管理料等の加算の適正化を期する。
- (3) 保険医担当者会議において、原点返戻、精度調査の結果をフィードバックする体制を構築する。

-5 特殊検診業務や自由診療等の導入に向けた検討を行う。

- 4-1(1) 授業料や施設使用料などの各種手数料については、他学の状況などの情報収集に努め、適正な料金設定を行う。
- (2) 分娩や妊婦検診等の保険外診療に係る料金の見直しを行う。

- 2(1) 施設使用料の導入・見直しなどを通じ、施設の有効な利活用を推進するとともに、自己収入増加への取組みを行う。
- (2) ホームページのトップページ等への広告掲載等による自己収入増加への取組みについて検討を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1-1、-2及び-3

- (1) 多様な雇用形態や外部委託の導入により、人件費の抑制に努める。
- (2) 新たに採用する職員に対し、承継職員とは異なる給与制度を導入する。

- 2-1(1) 診療材料や医療用消耗品について、調達から供給、保管までを一括管理する契約方法などの導入に向けて取組みを行う。  
また、薬剤・診療材料の費消状況等について分析を行い、それらを踏まえて、安価な同種同効薬への切替、セット材料の内容見直し等について検討を行う。
- (2) 電気、ガスの使用量については、年間1%のエネルギー(電気、熱の使用量)削減に努める。また、省エネルギー・省資源に関する意識啓発を行う。
- (3) 財務システム上の管理物品や固定資産リストを学内ネットワークを利用して公開し、共有化を図る。
- (4) 消耗品等の一括契約により調達コスト削減に努める。また、委託業務等の一括契約や複数年契約の拡大に努める。
- (5) 収支構造等の分析結果を検証する必要があるが、上記の取組み等により、医薬・診療材料費比率については43%を目指す。

- 2(1) 医療機器の購入に当たっては、必要性や採算性を十分検証する。
- (2) 引き続き、透明性を確保しながら、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法の導入検討を行うとともに、導入済みの調達方法や契約方法の徹底・推進を図る。

- 3 MEセンターの業務見直しを行い、医療機器の保守・点検などを掌握する部門(臨床工学技士、事務職員)を充実させるとともに、医療機器の保守・点検業務の一元管理を推進する。

※ MEセンター(Medical Engineering Center) :

医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署

- 4 病院長付参与を中心として、総合医療情報システム関連等システムデータを有効に活用し、現状分析を進めるとともに、必要となる見直しについて実施検討を行う。
- 5 医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入を図るため、関連情報の収集に努めるとともに、導入可否の検証を行い、効果的なものにあっては導入を推進する。
- 6 医療用消耗品購入等審査委員会の機能を充実するなど、各種物品の購入の適正化を図るための体制を確立する。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 遊休施設・設備等保有資産については、施設整備計画を見据えながら、効率的かつ効果的な利用を推進する。
- 2 引き続きペイオフ対策を講じるとともに、安全かつ有利な資金運用を行えるよう配慮する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1-1 自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを運用する。
- 2 年度計画の進捗状況について、定期的に自己点検・評価を実施する。
- 3 奈良県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組むためのシステムの構築に向けて検討を行う。
- 4(1)自己点検・評価について、ホームページ等による公表に向けて取組みを進める。  
(2)平成18年度に実施した大学評価学位授与機構による第三者評価の結果公表については、平成19年度において実施済。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1-1 業務実績や財務状況等の公表に向けて取組みを行う。
- 2 広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、研究者情報や研究成果等について積極的に情報を発信する。
- 3 (1)大学のホームページについては、最新情報の迅速な発信や内容の充実に努めるとともに、サイト訪問者にわかりやすいトップページ等各ページ構成の構築を進める。  
(2)中期目標、中期計画等の内容をホームページに掲載するなど、大学情報を積極的に公開、提供する。
- 4 県の情報公開条例及び個人情報保護条例の実施機関として、情報公開や個人情報保護の適正な取扱いを行う。

## V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 A病棟において総合周産期母子医療センターの暫定整備を完了し、5月に供用開始する。  
また、本格整備に向けた取組み（4～7月：病院内調整、8～10月：実施設計）を進める。
- 2 A病棟の耐震診断を実施するとともに、耐震化に向けて実施設計を行う。（4～7月：耐震診断、10～12月：実施設計）
- 3 臨床研修センターの暫定整備に向けた取組み（4～7月：学内調整、8～10月：実施設計）を進める。
- 4、-5及び-6  
検討委員会を設置し、施設整備に向けて検討を行う。外来棟の整備については、年度内に検討を完了する。
- 7 建物の改修にあたっては、バリアフリーに配慮した施設整備を行う。
- 8 利用者の視点に立った施設設備の維持補修を実施する。

- 2-1 各設備の保守点検を定期的に実施するとともに、故障した各設備の維持修繕を実施する。
- 2 長期整備計画に向けて、全ての設備について現状調査を行う。
- 3 電気・ガス・水道・ボイラー設備機器の更新においては、省エネ・省資源に配慮した整備を行う。
- 4 A病棟エレベーターの改修工事及び総合研究棟R I廃水処理施設貯留槽(N

O 1) 取替え工事を実施する。

## VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置

1-1 有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等に安全衛生に関わる施設、設備などの整備状況の調査を引き続き実施するとともに、「薬品廃水処理規程」の整備を図る。

-2 平成20年4月から敷地内全面禁煙を実施する。

2 天災、人災等、不測の事態への対応マニュアルの見直しを行う。

3-1 教員、職員及び学生による構内一斉環境美化活動を実施する。

-2 学内の緑化を進め、環境整備の充実に努める。

## VII 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VIII 短期借入金の限度額

20億円

## IX 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に規定する剰余金の使途は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善とする。

## X 県の規則で定める業務運営事項

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
総合周産期母子医療センター暫定整備及び医療機器整備等	896	長期借入金 839 病院収入 33 運営費交付金等 24

### 2 積立金の使途

なし

(別紙)

予 算

平成 20 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金・補助金等収入	1,583
自己収入	24,277
授業料、入学金及び検定料収入等	716
附属病院収入	23,298
雑収入	263
受託研究等収入及び寄附金収入等	863
長期借入金収入	839
計	27,562
支出	
業務費	25,863
教育研究経費	3,202
診療経費	21,821
一般管理費	840
施設整備費	896
受託研究等経費及び寄附金事業費等	784
長期借入金償還金	19
計	27,562

【人件費の見積り】

総額 11,968 百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注) 退職手当については、公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程に基づいて支給し、その財源は、運営費交付金を充てる。

【運営費交付金の算定ルール】

県から交付される運営費交付金は、下記の算定基準等に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金は、県の予算編成過程において、基準を適用する等により計算し、決定される。

(1) 大学

医科大学に係る平成 18 年度の普通交付税の基準財政需要額算定方法等に準じて算定

(2) 附属病院

公立大学の附属病院としての性格上、一般会計が負担すべき経費として国が定める公営企業の繰出基準等に準じて算定

## 収支計画

## 平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	27,665
経常費用	27,665
業務費	26,375
教育研究経費	966
診療経費	12,324
受託研究費等	415
役員人件費	83
教員人件費	3,665
職員人件費	8,922
一般管理費	197
財務費用	19
雑損	0
減価償却費	1,074
臨時損失	0
収入の部	27,555
経常利益	27,555
運営費交付金・補助金等収益	1,583
授業料収益	541
入学金収益	110
検定料等収益	25
附属病院収益	23,298
受託研究等収益	342
寄附金収益	501
財務収益	0
雑益	263
資産見返運営費交付金等戻入	13
資産見返寄附金戻入	18
資産見返物品受贈額戻入	861
臨時利益	0
純利益	-110
総利益	-110

資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	27,562
業務活動による支出	26,573
投資活動による支出	970
財務活動による支出	19
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	27,562
業務活動による収入	26,723
運営費交付金・補助金等による収入	1,583
授業料、入学金及び検定料等による収入	716
附属病院収入	23,298
受託研究等収入	342
寄附金収入	521
その他の収入	263
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	839
長期借入金による収入	839
前期中期目標期間からの繰越金	0